



平成 27 年 2 月 2 0 日

各 位

会 社 名 日立機材株式会社
代表者名 代表取締役社長 笠原 伸泰
(コード番号 9922 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 榎岡晃治
(TEL : (03) 3615-5789)

普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月下旬開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 27 年 3 月 31 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日設定に関する公告（以下、「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

- (1) 基準日 平成 27 年 3 月 31 日
- (2) 公告日 平成 27 年 3 月 16 日
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<http://www.hitachi-kizai.co.jp/koukoku/index.html>

2. 本種類株主総会の日程・付議議案等について

当社は、平成 27 年 2 月 3 日付けの当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に記載のとおり、CK ホールディングス株式会社が、当社普通株式に対する公開買付けにより当社の発行済株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、平成 27 年 6 月下旬開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、①当社が会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社となるために、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全部（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式の当社株式を交付することなどの議案を付議する予定です。本定時株主総会において上記①の議案に対するご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となること、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本定時株主総会の上記②の承認に係る決議に加えて、本種類株主総会の決議が必要となるため、当社は、本定時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

なお、本定時株主総会及び本種類株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上